

城陽市建設工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、城陽市が発注する建設工事成績評定（以下「評定」という）に必要な事項を定め、厳正かつ適確な評定の実施を図り、もって受注業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、原則として1件の設計金額が200万を超える工事について行うものとする。

ただし、単価契約による小修繕工事などで、市長が、必要ないと認めたものについては、評定を省略できるものとする。

(評定者)

第3条 工事等の成績の評定者（以下「評定者」という）は、城陽市建設工事検査規程第3条に定める検査職員及び工事担当係長又は課長及び監督職員とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、工事発注単位ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、監督または検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して適確かつ公正に行うものとする。

3 評定は、別記様式第1の工事成績評定表によって行うものとする。

4 「施工プロセス」チェックリストは、設計金額5000万円以上（変更時は、変更後設計金額による。）の工事から適用する。

(評定表の提出等)

第5条 検査職員である評定者は完成検査実施のとき、それ以外の評定者は工事等完成のときに、それぞれ評定を行うものとする。

2 評定者は、完成検査後遅滞なく評定表を検査担当課長等に提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第6条 検査担当課長等は、評定者から評定表の提出があったときは遅滞なく、当該工事の受注者に対して、評定の結果を別記様式4及び4-1により通知するものとする。

(評定の修正)

第7条 検査担当課長等は、評定の結果を通知した後、かしが判明した場合等で評定を修正する必要があると認める場合は評定を修正し、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第8条 第6条又は第7条による通知を受けた者は、通知を受けた日から7日（「休日を含む。」）以内に、書面により、検査担当課長等に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 検査担当課長等は、前項による説明を求められたときは、別記様式第5により回答するものとする。

3 前2項の事項については、第6条又は第7条の通知において明らかにするものとする。

(再説明請求等)

第9条 第8条第2項の回答を受けた者は、通知を受けた日から7日（「休日を含む。」）以内に、書面により検査担当課長等に対して評定の内容について再説明を求めることが

できる。

- 2 検査担当課長等は、前項による再説明を求められたときは、別記様式第5－1により回答するものとする。

附 則

この要領は、平成20年（2008年）10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年（2025年）4月1日から施行する。

この要領は、令和7年（2025年）4月1日以降に工事請負契約を締結する対象工事から適用する。なお、改正する以前に契約を締結している工事請負契約はなお従前の例による。

附 則

この要領は、令和8年（2026年）1月1日から施行する。

この要領は、令和8年（2026年）4月1日以降に工事請負契約を締結する対象工事から適用し、同日前に契約を締結している工事請負契約は、なお従前の例による。